

統計委員会基本計画部会第2ワーキンググループ
サブワーキング会合（第1回）議事概要

- 1 日 時 平成20年6月6日（金）13:00～16:20
- 2 場 所 中央合同庁舎7号館 共用第2特別会議室
- 3 出席者 舟岡委員（座長）、岩本委員、大守委員、岡室委員、富浦委員、中村委員、野村委員、櫛委員、三輪委員、山澤委員、吉岡委員
内閣府、総務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、日本銀行、東京都、埼玉県

【事務局】

中島内閣府統計委員会担当室長、長谷川内閣府統計委員会担当室参事官
貝沼総務省政策統括官（統計基準担当）、犬伏総務省政策統括官付統計審査官

- 4 議 事 （1）各府省統計のレビュー
経済産業省所管統計
財務省所管統計
内閣府所管統計
（2）その他

5 議事概要

（1）各府省統計のレビュー

冒頭、舟岡座長より今回の検討に当たっての観点について、「どのような統計を基幹統計として指定するか、また、既存指定統計で基幹統計化する必要がないものはないか、府省横断的な統計を整備できないか、既存統計調査について改善点はないか」との3点である旨の発言があった。

経済産業省所管統計

事務局から「経済産業省所管統計の論点」について説明の後、経済産業省から同論点に対する回答が説明された。主な質疑は以下のとおり。

- ・ 「産業実態の把握」については、調査内容が適切か、ほかに把握すべきことがあるのではないかという問題提起があっても当然ではないか。
- ・ 米国のやり方などを参考に、企業というものを機軸にした責任あるコア部門に回答させる方向に調査を徐々に移行すべきではないか。
- ・ 調査事項に応じて、企業に調査すべきか、事業所に調査すべきかという線引きを見直すことの議論は当然にあると思うが、調査全体として企業調査へと転換することにはどうか。
- ・ 米国では企業だけでなく、事業所ベースでの統計データも充実しており、やは

り両方を整備する必要があるのではないか。

- ・ 「第三次産業活動指数」は重要な統計なので、基幹統計化を検討してほしい。その際、この中には金融業も含まれているので、各省横断的にどのような指数を作成したらよいかを十分議論すべき。
- ・ 企業統計について、「企業活動基本調査」1本でよいのか、「海外事業活動基本調査」や「外資系企業活動基本調査」を将来的に統合して基幹統計化するとの方向もあるのではないか。
- ・ 「企業活動基本調査」の対象分野を拡大する方向は歓迎するが、今後、企業間関係の統計を捉える観点から持株会社、特に純粋持株会社の扱いをどうするかが重要ではないか。
- ・ 企業活動を把握する統計については、経済産業省の所管だけでなく、他省の所管統計との整理・統合も視野に入れた議論が必要ではないか。
- ・ 工業統計調査における研究開発の取扱について、定性的な把握とはどのような方法で行おうとしているのか。また、平成19年調査で付加価値の定義を変更したのか。

これに対して、定性的な把握について、例えば、自社開発のソフトウェア・ハードウェアについては、従来の数値による定量的把握のみではなく、アンケート項目を設けて定性的な状況把握をしたいと考えている。また、付加価値の定義については、「製造活動が生み出す付加価値」から「事業所が生み出す付加価値」へと変更した旨の説明があった。

- ・ 企業内グループの取引額の取り扱いについて、今後、工業統計調査において、特に事業所単位としてどのように把握するのか。

これに対して、工業統計は事業所単位の統計であり、企業単位では把握する調査との調整が今後の課題であると認識している旨の説明があった。

- ・ 環境関係の「エネルギー消費統計調査」については、地球環境の高まりとの関連から、承認統計でよいのか。将来に禍根を残さないようにしておく必要があるのではないか。

これに対して、今年度調査が始まったばかりなので、調査結果を蓄積した上で段階を踏んで基幹統計化の整理をした方がよいと考えている旨の説明があった。

- ・ 舟岡座長より、経済産業省所管統計の残りの論点については、もう一度議論の機会を設ける。また、各委員は経済産業省所管統計のうちどれを基幹統計の候補とするのか、論拠とあわせて次回までに提示していただきたい旨の発言があった。

財務省所管統計

事務局から「財務省所管統計の論点」について説明の後、財務省から同論点に対する回答が説明された。主な質疑は以下のとおり。

- ・ 法人企業統計調査について、回収率が 30 パーセント程度と低い段階での速報でも、母集団推計を工夫すれば Q E の誤差を小さくすることに役立つのではないかと試算など行った実績があるか。

これに対して、昔から課題となっていた点であり試算を行ったことがあるが、30 パーセント段階と 75 パーセント超段階では全く意味を成さないほどかけ離れた数値になってしまったとの説明があった。

- ・ 今回、ローテーションサンプルを導入するということなので、継続標本を使って成長率等を加味すれば使用に耐えうるものになるかもしれない。
- ・ 金融・保険業の追加、ローテーションサンプルの導入で今は余裕がないだろう。四半期の断層問題はもう少し中期的な課題である。また、早期化が困難というのは調査者側の理屈として理解できるものではあるが、設備投資関係だけでも、経済産業省、財務省、内閣府で連携・工夫して、速報性のある把握方法を考えられないか。

これに対して、中堅、大手企業については日銀のデータがあり、癖も分かっているので使いやすいが、問題は中小企業である。法人企業統計調査が一番有用だが標本誤差はある。ここの改善にはしっかり取り組みたい旨の説明があった。

- ・ 財政関係については、財政収支を基幹統計として整備するような考えはないか。

これに対して、財政統計については、財政法に基づき公表日も規定され国会報告の義務を課せられているため、統計法の枠組みに乗せる必要があるのか、にわかには判断できない旨の説明があった。

- ・ 財政のデータは元々国が持っているもので、統計としてどう見せるかが課題ではないか。四半期ベースでの Q E 活用ニーズがあるなら、四半期決算をつくるということになるが集計は可能か。

これに対して、Q E 作成にずばり合致したものはなく基礎データとして渡しているところであり、四半期ベースの集計の可能性について、にわかには判断できない旨の説明があった。

- ・ 「貿易統計」については、新統計法 58 条の公表の期日前漏洩の規定の適用において不都合ない場合には、基幹統計とする方向で検討すると理解してよい。

これに対して、「貿易統計」が重要な統計と認識していただいたことはありがたいが、そもそも貿易統計の作成は副次的な業務であり、主要業務である税関業務に支障がないかと言う点も懸念している旨の説明があった。

- ・ 有価証券報告書 (E D I N E T) の利用については、未回収の企業のデータを取り込むことで精度を高めることを検討してほしい。また、補完情報として活用できるのではないかと。
- ・ 国際収支統計については、Q E への活用の観点から、O C R 化など電子化することによりロジックチェックも容易となり、数日の作業が短縮できると考えるの

で、短縮化を検討してほしい。

- ・ 対外債権・債務の作成方法が違うことにより、国際基準とのずれが生じないか懸念している。

これに対して、作成方法は国際通貨基金（ＩＭＦ）の国際収支マニユアで定められている。国際収支とストックの乖離については正に今議論している。引き続き国際基準と合致するように検討を進めたい旨の説明があった。

- ・ 財務省所管統計について、「法人企業統計」は基幹統計とする、「民間企業実態統計」は第３ワーキンググループでの議論に委ねる、「貿易統計」は業務上の支障がなく、統計法上の適用において不都合がないことを確認できた場合に基幹統計とする旨の整理がなされた。

内閣府所管統計

事務局から「内閣府所管統計の論点」について説明の後、内閣府から同論点に対する回答が説明された。主な質疑は以下のとおり。

- ・ 内閣府は機械受注統計調査を行っているが、ＱＥ等の精度向上のためであるなら、例えば法人企業景気予測調査の修正で設備投資を早く把握することが出来るのではないか。

これに対して、法人企業景気予測調査は内閣府、財務省の連携で実施している旨の説明があった。（内閣府）

- ・ 民間企業投資・除却調査は重要である。データをためないと利用できないという趣旨か。

これに対して、当面の目的としては、次回の基準改訂の際、一部暫定値を使用したいと考えており、あわせてデータの蓄積と検証を行っていきたい旨の説明があった。

- ・ 内閣府所管統計については、基幹統計とする統計はないとの整理がなされた。

（２）その他

今回は、農林水産省、国土交通省の所管統計をテーマとして、６月２０日（金）１３：００から開催。

以上

< 文責 内閣府大臣官房統計委員会担当室 速報のため事後修正の可能性あり >